



5 指令第 1-1 号

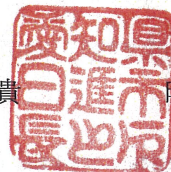
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 瀬戸市山の田町43番地の303
氏 名 株式会社岩田清掃
代表取締役 金 森 知 実

令和5年1月30日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和5年2月24日

日進市長 近藤 裕貴



取扱一般廃棄物の種類	1. 事業系一般廃棄物(燃えるごみ) 2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下食品リサイクル法という)第2条で定める食品廃棄物
業務区域	1. 事業系一般廃棄物(燃えるごみ):日進市内 2. 食品リサイクル法第2条で定める食品廃棄物の収集運搬及び荷降し: ・収集区域 日進市内 ・運搬地、荷降し場所 中部有機リサイクル(株) 名古屋市守山区花咲台2-1102 オオブユニティ(株) 大府市横根町惣作236-1
許可期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日
車両登録番号	尾張小牧800か2530、豊田800か95 尾張小牧800あ5222、尾張小牧800は746 尾張小牧800あ5965、尾張小牧800は812 尾張小牧800は991、尾張小牧800あ2153(予備車両) 豊田800か90(予備車両)
条件	裏面、別紙のとおり